

「京都市人権相談・救済のネットワーク」の構築について

1 ネットワーク構築の目的

本市では、平成 17 年 3 月に京都市人権文化推進計画を策定し、人権教育・啓発、人権保障、人権相談・救済の取組を重点項目に置き、施策を推進している。

同計画では、本ネットワークの構築を図ることを、人権相談・救済に係る取組として明確に位置付けており、その具体化を図っていく必要がある。

(1) 人権に関わる相談に関する情報の共有と円滑な取次

ネットワークにおける他の相談機関の情報を共有し、相談事項の一部又は全部について、適切なものを適切な機関に円滑に取り次ぐことができる環境を構築する。

(2) 人権救済に関する情報の共有と円滑な取次

法務局の人権侵犯事件調査、人権擁護委員協議会の取組、日弁連の人権擁護委員会の取組についての情報を共有し、事案によって、適切な機関に円滑に取り次ぐことができる環境を構築する。

2 構成

京都市人権相談・救済のネットワークは、原則として、人権文化推進会議の作業部会である「人権に関する市民啓発・相談・救済ネットワーク分科会」の構成課で構築する。

ネットワークの強化や今後の展開に向けた意見交換、その他当該ネットワークに関し必要となる事項は、今後、「人権に関する市民啓発・相談・救済ネットワーク分科会」で検討を行うこととする。

3 京都市人権相談・救済ネットワークの取組

(1) 当面の取組

ア 各種相談窓口の情報を掲載した冊子（相談マップ（仮称））の作成に向けた情報交換を行う。

イ 関係各課に、法務局の人権侵犯事件調査、人権擁護委員協議会の相談の取組

及び日弁連の人権擁護委員の取組について積極的な情報提供を行う。

(2) 今後の取組（将来的に広域的なネットワークとの連携を深める）

ア 京都市人権相談・救済ネットワークは、法務局、府、弁護士会、人権擁護委員協議会などを含めて形成が進んでいる広域的な人権相談・救済ネットワークの一員として、本市関係各機関が受けた相談のうち適切なものを、本市以外の相談機関や、権限を持った国の救済制度につないでいく。

イ 市民の相談を受けるに当たって、相談先におけるプライバシーの侵害や二次被害が発生することを防止し、相談機関に対する市民の信頼の向上を図るため、各相談機関に従事する職員の資質の向上を図る。

4 参考（近畿の府県及び他政令市の状況）

現在、近畿の府県及び他政令市のすべてで、相談救済の庁内ネットワークが形成済みであり、本市においても早急な立ち上げが求められていたものである。

5 開始時期

平成 19 年 8 月 1 日

平成19年度 人権文化推進会議作業部会

人権に関する市民啓発・相談・救済ネットワーク分科会

局 名	職 名
総合企画局	広報課長
総 務 局	国際化推進室担当課長
文化市民局	男女共同参画推進課長
文化市民局	人権文化推進課長
文化市民局	人権文化推進課担当課長
文化市民局	市民総合相談課長
産業観光局	経済企画課担当課長
保健福祉局	障害保健福祉課長
保健福祉局	地域福祉課担当課長
保健福祉局	児童家庭課長
保健福祉局	長寿福祉課長
保健福祉局	地域医療課長
北 区	まちづくり推進課長
教育委員会	学校指導課担当課長
教育委員会	生涯学習部担当課長 (家庭地域教育担当)